

事業区分
金銭給付

平成27年度 事務事業評価シート

事務事業名		母子保健給付等				所管	健康部 保健サービス課			
事務事業の概要	事業の開始・終了年度		[事業開始]	昭和 5 0 年度	[終了予定]	- 年度				
	根拠法令等	法令(義務)	[法令等名]	母子保健法第20条						
	事業対象	妊産婦・未熟児・乳幼児・児童								
	事業目的	乳幼児の健全な発育・発達を支援する。								
	事業内容	未熟児養育医療、自立支援医療(育成医療)、療育医療等の給付及び妊娠高血圧症候群に対する医療の給付助成。小児慢性疾患児への日常生活用具の給付。								
	委託の有無	なし	委託内容							
	補助金の有無	国・都								
事務事業の実績	種別	指標の名称	(単位)	目標値 (29年度)	24年度	25年度	26年度			
	活動指標	養育医療給付件数	件	93	83	86	95			
		育成医療給付件数	件	40	42	37	43			
	成果指標									
	決算額	(単位：千円)			9,858	10,746	11,436			
	事務事業コスト	人にかかるコスト(人件費など)			4,998	3,409	3,486			
		物にかかるコスト(物件費・維持補修費)			8	8	6			
		その他のコスト(扶助費・補助費など)			9,851	10,739	11,429			
		総経費			14,857	14,156	14,921			
	財源項目	受益者負担額(使用料・手数料・負担金など)			0	0	0			
その他特定財源(国や都の支出金・財産収入など)			8,075	6,744	7,844					
一般財源(区負担額)			6,782	7,412	7,077					
前回評価から改善した事項	担当保健師と連携を図り、制度利用に係る不安を少しでも解消できるよう、できる限りわかりやすく丁寧なご案内を心がけた。医療費の給付は、単に件数の増加を目指すものではないため、前年同様、利用者の心的・経済的負担の軽減に重点をおいて取り組んだ。									
評価の視点	評価	評価の理由								
	必要性	3	法に基づく事業であり、対象者の経済的負担の軽減や育成支援を図るために必要である。							
	効率性	3	コストや効率性に大きな変化はない。							
	手段の適切性	4	給付条件や給付手法等は法に基づき行っている。							
	目的達成度	3	妊産婦・未熟児・乳幼児等への医療費助成は子供の育成支援として効果がある。							
[評価の理由](区民生活への影響を十分考慮すること)						評価結果	今後の方向性	拡大 改善 維持 縮小 廃止・終了		
母子保健法第20条などにより事業実施を義務付けられており、給付件数なども例年大きな差はない。今後も継続して事業を行う必要がある。							維持			